

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第720号

2015年(平成27年)3月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定による事務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略,目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2015年(平成27年)2月23日付けで諮問(第720号)された建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定による事務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略,目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。
- (5) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると,本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

(ア) これまでの経緯

本市の建築物の耐震化促進にあたっては、「藤沢市耐震改修促進計画(以下「本市促進計画」という。)」を平成20年に策定し、これに基づき木造住宅の耐震診断・耐震改修工事、分譲マンションの耐震診断に対する補助制度を設け耐震化を進めてきている状況である。

この補助制度の実施にあたっては、家屋所有者に対し耐震化達成状況の進捗管理、耐震化に関する指導・助言等を行う必要があることから、市内全域の病院・店舗・旅館といった不特定多数の者が利用する建築物や、学校・老人ホーム等の避難弱者が利用する一定規模の建築物(「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号に規定する建築物、以下「法第14条第1号建築物」という。)を対象とする「法第14条第1号建築物台帳」を作成している。なお、この「法第14条第1号建築物台帳」には建築物の所在地・用途・規模・新耐震基準以前・以降等の項目が登載されている。

平成19年度に行った当初の「法第14条第1号建築物台帳」の作成にあたっては、資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報である建築物の所在地・用途・規模・新耐震基準以前・以降等の文字情報と、建築物の位置を地図上にプロットするため、資産税課で保有する家屋棟番号図を利用した。これらの情報の利用については、平成19年7月12日付け、藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第261号において承認された経緯がある。

また、平成25年度は、本市全域に広がる緊急輸送路・避難路沿道の建築物の調査を行うとともに、津波から逃れるための避難路(以下「津波避難路」という。)沿道の建築物の耐震化を本市促進計画に追加して盛り込むため、津波避難路沿道にある建築物の調査も行った。

なお、いずれの調査も委託により行っている。

これらの調査は、緊急輸送路・避難路が市内全域に存在することから市内全域の新耐震基準以前の建築物を対象とする必要があり、資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報である建築物の所在地・用途・規模といった文字情報と、建築物の位置を地図上にプロットするため、資産税課で保有する家屋棟番号図を利用したが、これらの情報の利用については、平成25年8月8日付け、藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第577号により、承認されている。

なお、昨年度調査のため入手した、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報である建築物の所在地・用途・規模といった文字情報については、委託業務の終了時点で消去し、家屋棟番号図も資産税課

に返却している。

(1) 今回の諮問理由

本市促進計画の計画期間が平成27年度までとされていることから、平成28年度の改定にあわせて「法第14条第1号建築物台帳」に対し、平成19年以降新築された法第14条第1号建築物の追加と解体された法第14条第1号建築物の削除及び用途が変更された法第14条第1号建築物の情報の更新と、昨年度調査した津波避難路に追加があったため、追加された津波避難路沿道の建築物の調査を行うことから、資産税課で保有する固定資産家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報と、それに関連した家屋棟番号図を利用することが必要となる。以上のことから、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略、並びにコンピュータ処理について本審議会に諮問するものである。

(2) 本人以外のものから収集し、目的外利用する個人情報について

ア 本人以外のものから収集し、利用する個人情報の項目

今回の調査において必要な個人情報項目は、表-1のとおりである。

表-1

調査事項	必要な個人情報
家屋課税台帳 家屋補充課税台帳	・所在地番 ・種類(現況) ・用途(現況) ・構造(現況) ・階数(現況) ・1階床面積(現況) ・延床面積(現況) ・建築年月 ・棟番号 ・新築・増築の別(新增コード) ・棟数コード ・区分所有者家屋情報(区分コード) ・区分建物番号
税務地図	・家屋棟番号図

家屋課税台帳・家屋補充課税台帳の各項目は電子情報
税務地図は紙媒体

イ 情報の抽出条件とデータ件数

(ア) 法第14条第1号建築物台帳更新のための情報抽出条件とデータ

件数

市内全域の建築物に対し、「延床面積(現況)」が1,000㎡以上のものに絞って表-1の個人情報項目を抽出する。ただし、「用途」が幼稚園又は保育所のものについては、500㎡以上のものを抽出する。データ件数は約1,700件となる。

(1) 津波避難路沿道の建築物の調査のための情報抽出条件とデータ件数

片瀬地区・鵜沼地区・辻堂地区内に存在する「建築年月」が昭和56年5月以前の建築物に絞って表-1の個人情報項目を抽出する。データ件数は約4,000件となる。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することの必要性及び目的外利用することの必要性について

今回の調査において利用する個人情報は、約5,700件が対象となる。約5,700件にも及ぶ建築物の情報を本人から収集する場合には、時間・労力・費用を莫大に費やすこととなることから、これに代わる手段として資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報や家屋棟番号図を収集し、目的外に利用する必要がある。

(4) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報を目的外利用することに伴う本人通知の省略について

今回の調査において収集する情報は約5,700件にも及ぶため、通知すべき相手が多数であり通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから事前の個別通知は省略するが、市民に対しては、「個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨広報ふじさわを通じて周知を図る。

(5) 個人情報のコンピュータ処理の必要性について

今回の調査にあたっては、市内全域にある建築物約5,700件の中から、表-1に示す個人情報項目を分析し、分析結果の地図上へのプロットを行う。これらの作業に必要なデータは多量かつ複雑である。分析・集計を迅速に、かつ正確に行うため、コンピュータ処理が必要となる。

(6) 安全対策について

情報管理における安全対策及び日常的な処理体制については、次により個人情報の保護に努める。

ア 実施機関の安全対策

(ア) 「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき十分にセキュリティの確保に努める。

(イ) 「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき事務処理に努める。

(ウ) データについては、IT推進課にてCSVデータで抽出しUSBメモリに

保存し、建築指導課に受け渡す。建築指導課にて、USBメモリに保存されたデータのうち、受託者に渡すデータのみをCD-Rに保存する。USBメモリ及びCD-Rへのデータ保存の際には、第三者がデータを見ることのできないように圧縮フォルダにパスワードを設定しデータの保存を行う。

また、USBメモリからデータを建築指導課のネットワークドライブに保存する際には、CSVデータにパスワードを設定し、必要最小限の職員のみ利用とする。

(I) 個人情報の使用について

- (a) 本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。
- (b) 第三者への提供は行わない。

(オ) USBメモリ及びCD-Rの管理については、管理責任者及び管理取扱者を定め紛失等の事故が生じないよう鍵のかかるキャビネットで管理を行う。

- (カ) USBメモリに保存したデータについては、建築指導課のネットワークドライブに保存した後速やかに消去し、当該USBメモリをIT推進課に返却する。CD-Rについては、利用終了後速やかに廃棄する。

イ 受託者の安全対策

- (ア) 本市促進計画改定の業務は委託により実施するが、委託する相手はより安全性の高い事業者を選定する必要があることから、プライバシーマークの付与を受けており、かつ情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を得ている事業者とする。

(イ) 個人情報の管理や業務終了後の処理については、「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき十分にセキュリティの確保に努め、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守することを、藤沢市と当該業務の受託者との間で交わす契約書及び特記仕様書で規定するほか、契約締結後は委託者に対し、情報漏洩や許可なく利用することがないように徹底し、情報管理における安全対策及び日常的な処理体制について、個人情報の保護に努めさせる。

(ウ) 個人情報の受け渡しについて

CD-R及び家屋棟番号図の受け渡しは直接手渡しにより行い、藤沢市に借用書を提出する。

(エ) 個人情報の保管・管理について

管理責任者を定め、個人情報の紛失等の事故が生じないよう入室制限を設けた部屋に施錠できる保管庫を設置し保管・管理する。

(オ) 個人情報の使用について

- (a) 本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。
- (b) 第三者への提供は行わない。

(c) ウイルス対策が施された専用のコンピュータのみで扱い，パスワードを設定し，予め指定した者のみがコンピュータでの処理ができるものとする。

(カ) 個人情報の返却・消去・廃棄について借用物については，業務終了後速やかに藤沢市に返却する。コンピュータのハードディスク内のデータについては消去し，データ廃棄証明書を藤沢市に提出する。不要なメディア・機器を廃棄する場合は復旧できないよう処理し，廃棄証明書を藤沢市に提出する。

(7) 納品データと運用方法について

受託者からの納品データは，耐震化が必要な建築物が特定された法第14条第1号建築物台帳(MS-Excel形式)及び地図台帳(shapeファイル形式)であり，いずれもCD-Rにて納品される。地図台帳については，都市計画基本図データに，耐震化が必要な建築物をプロットしたレイヤが重ねられており，同じCD-R上にインストールされた閲覧用ソフトArcReader(ESRI社製)にて閲覧できるようにする。法第14条第1号建築物台帳・地図台帳共，建築指導課から建築物の所有者に対し耐震義務化の連絡を行う時点において，建築指導課内のパソコンを利用しCD-R上にて閲覧権限が与えられた建築指導課の職員が閲覧する。CD-R上のデータをパソコンのハードディスクへコピーすることは行わない。なお，CD-Rの保管は，「(6)安全対策について(オ)」に準じ，鍵のかかるキャビネットにて保管する。

(8) 実施時期

広報ふじさわ2015年4月25日号掲載以降

(9) 提出書類

ア 藤沢市耐震改修促進計画(概要版) 資料1

イ 法第14条第1号建築物一覧 資料2

ウ 藤沢市耐震改修促進計画改定業務委託契約書(案) 資料3
(「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を含む)

エ 藤沢市耐震改修促進計画改定業務 業務フロー 資料4

オ 個人情報取扱事務届出書 資料5

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

今回の調査において利用する個人情報は，約5,700件が対象となる。約5,700件にも及ぶ建築物の情報を本人から収集する場合には，時間・

労力、費用を莫大に費やすこととなることから、これに代わる手段として資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報や家屋棟番号図を収集し、目的外に利用する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

今回の調査において収集する情報は約5,700件にも及ぶため、通知すべき相手が多数であり通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから事前の個別通知は省略するが、市民に対しては、「個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨を広報ふじさわを通じて周知を図る。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関ではコンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

今回の調査にあたっては、市内全域にある建築物約 5,700 件の中から、表-1 に示す個人情報項目を分析し、分析結果の地図上へのプロットを行う。これらの作業に必要なデータは多量かつ複雑である。分析・集計を迅速に、かつ正確に行うため、コンピュータ処理が必要となることである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関が2 説明要旨(6)安全対策ア(ア)から(カ)及びイ(ア)から(カ)において示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 実施機関の安全対策

- (a) データ媒体の紛失を防ぐための措置 ア(オ)
- (b) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 ア(ウ)
- (c) 利用後にデータを確実に消去するための措置 ア(カ)
- (d) 日常的な安全対策 ア(ア), ア(イ), ア(エ)a, b

(イ) 受託者の安全対策

- (a) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 イ(オ)c
- (b) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置 イ(ア)
- (c) 利用後にデータを確実に消去するための措置 イ(カ)

- (d) その他受託者の安全対策を高めるための措置 イ(I)
- (e) データ媒体の安全性を高めるための措置 イ(ウ)
- (f) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
イ(オ)c
- (g) 日常的な安全対策 イ(イ), イ(オ)a, b

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

ただし、実施時期を明確にすることを条件とする。

以 上